

# 都市農業経営パワーアップ事業実施要領

	21 産労農振第 1917 号
	平成 22 年 4 月 1 日
一部改正	22 産労農振第 1091 号
	平成 22 年 10 月 22 日
一部改正	23 産労農振第 1747 号
	平成 24 年 4 月 1 日
一部改正	24 産労農振第 1708 号
	平成 25 年 3 月 29 日

## 第 1 趣旨

都市農業経営パワーアップ事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付 21 産労農振第 1873 号。以下「実施要綱」という。）に基づく都市農業経営パワーアップ事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

## 第 2 事業実施要件

### 1 区市町農業振興計画等の策定

- (1) 実施要綱第 4 の (1) に定める「一般型」で事業を実施する場合、補助対象である区市町は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）などの農業振興計画等を策定していなければならない。
- (2) 実施要綱第 4 の (2) に定める「広域型」で事業を実施する場合、補助対象者は、農業の振興に係る中長期の計画を策定していなければならない。

### 2 事業実施主体

実施要綱第 6 の (3) から (5) までの構成員は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 認定農業者を始めとした営農意欲が高い農業者であり、事業の実施により農業経営が向上する見込みがあること。
- (2) 5 年後を目標とした農業経営の計画として「パワーアップ計画」を別記様式 1 により、個々に作成すること。

### 3 特認経営体

実施要綱第 6 の (5) の特認経営体とは、以下の要件を全て満たした者とする。

- (1) 構成員は、原則として、認定農業者であること。
- (2) 3 戸以上の営農集団で実施できない（個別でしか事業に取り組むことが出来ないこと。）理由が明確であり、実施する事業が当該地域の農業へ貢献すると区市町長が認め、その旨を記載した別記参考様式 1 の特認協議書が区市町長から知事あてに提出されること。

## 第 3 実施計画

### 1 実施計画の内容

- (1) 実施要綱第 7 の実施計画は、次に掲げる事項を内容とし、別記様式 2 により策定するものとする。
  - ① 区市町の農業振興の基本方針
  - ② 区市町及び事業受益地区の概要
  - ③ 実施主体が目指す農業経営の考え
  - ④ 推進指導体制の整備方針
  - ⑤ 共通目標及び選択目標
  - ⑥ 施設整備及び支援活動計画、施設・機械の管理・運営計画
  - ⑦ その他必要な事項
- (2) 実施計画は、パワーアップ計画に記述された内容に合致し、且つ区市町農業振興計画等に基づいて作成されるものとする。
- (3) 費用対効果を分析するため、次の資料を添付するものとする。
  - ① 事業実施主体が要綱第 6 の (1) から (3) までの場合は事業実施主体が、実施要綱第 6 の (4) 及び (5) の場合はその構成員が、別記参考様式 2 により原則として費用対効果分析を行う。
  - ② 事業実施主体が①の前者の場合は総事業費が、後者の場合は構成員の事業費が 30,000 千円を超えるものは、国の「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費

用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に定める施設等の導入効果の評価手法等を参考にした費用対効果分析も併せて行う。

## 2 実施計画の認定申請

実施計画の認定申請は別記様式3によるものとする。

## 3 実施計画の認定

実施要綱第7の2に基づく実施計画の提出がされた場合、知事は、実施要綱第8の1の推進協議会に諮り、計画承認を受けた後に計画認定するものとする。

## 4 実施計画の認定通知

知事は、実施計画を認定した際は、区市町に対してその旨を通知するものとする。なお、実施要綱第4の(2)の「広域型」にあっても、関係区市町にその旨を通知するものとする。

## 5 実施計画の変更

実施要綱第7の3の実施計画の変更は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 区市町の基本方針
- (2) 実施主体が目指す農業経営の変更
- (3) 実施計画のうち、事業実施主体、事業量又は事業費の2割を超える変更
- (4) 実施計画における事業費の都補助金額の変更
- (5) その他知事が特に必要と認める場合

## 6 中期損益計算書の提出

本事業により、以下に掲げる共同利用施設等を導入する場合については、施設の見積損益計算書(5年間)を提出するものとする。

- (1) 農畜産物加工施設
- (2) 直売施設
- (3) その他知事が特に必要と認める施設

## 第4 事業内容等

1 実施要綱第3の1にある「施設」や「生産基盤」は、パワーアップ計画等を基に作成した実施計画に基づき、農業者の創意工夫を活かすために導入するもので、例示として、以下の施設が挙げられる。

なお、生産基盤整備は、原則として施設整備と一体的に行う必要がある場合に事業対象とする。

### (1) 生産力・効率向上施設

施設等の導入により、地域農畜産物の生産性、品質向上、高付加価値化を実現し、都民に新鮮な農畜産物を供給する施設

### (2) 流通販売促進施設

直売所やJA配送拠点を整備し、効率的な販売・流通を促進するとともに、集客力、販売力をUPする施設

### (3) 体験ふれあい交流施設

農業者が都民と農業を通じた交流を深め、都市農業への理解を増進しながら、農業経営を向上する施設

### (4) 省エネ環境配慮施設

省エネルギー、エコロジーに配慮した生産施設を整備し、環境に配慮した農畜産物を都民に提供する施設

2 実施要綱第3の2にある支援は、実施要綱第8の1の地域支援チームが中心となり実施するものとする。また、地域支援チームは必要に応じて「東京農業の産業力強化支援事業」等他の事業を活用して、事業実施主体の農業経営に対する強力な支援体制をとるものとする。

## 第5 助成

実施要綱第10の規定に基づく助成措置については、別に定める「都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

## 第6 機械及び施設等の管理運営

1 区市町長等は、本事業によって整備された機械及び施設等を実施計画に従って適正に管理運営し、これにより本事業の適正な推進が図られるよう努めるとともに、その状況の把握に努めるものとする。

- 2 機械及び施設等の管理運営について、区市町が事業実施主体である場合にあっては、農業協同組合又は営農集団に、農業協同組合が事業実施主体である場合にあっては営農集団に、それぞれ委託することができるものとする。
- 3 本事業により整備した施設等については、原則として、農業災害補償法に基づく農業共済制度に加入するものとする。

#### 第7 報告

- 1 区市町長等は、本事業の完了後、実施計画で定めた目標年度の間、当該事業の実績について、別記様式4及び5により、毎年5月末日までに、知事に報告するものとする。
- 2 1のほか、区市町長等は、知事の求めに応じて、本事業の実施状況を報告するものとする。

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

##### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成22年10月22日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。